

# 三重県部活動ガイドラインおよび 新たな地域クラブ活動方針（中間案）

令和5年10月

三重県教育委員会

三 重 県

## はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導のもと、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかしながら、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。特に、中学校の部活動においては、生徒にとって望ましい部活動を持続可能なものとするために、休日における部活動の段階的な地域移行を進めていく必要があります。

県教育委員会では、令和2年度に「部活動のあり方検討委員会」を設置し、地域移行も含めた持続可能な部活動のあり方について協議するとともに、令和3年度からは、中学校における休日の運動部活動の実践研究を、3市町4中学校のモデル校で実施しました。また、中学校の部活動改革はすべての市町に関わるものであり、地域でさまざまな事情が考えられることから、令和4年1月から市町と定期的に協議したり、情報交換したりする場を設けるとともに、各市町の取組予定、進め方、課題となることなどを把握し共有してきました。

国においては、平成31年1月の中央教育審議会で、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが答申され、令和2年9月には、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、休日の部活動の段階的な地域移行が示されました。また、令和4年6月及び8月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、これを踏まえて令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」とする）が策定されました。

県教育委員会は、平成30年3月に国のガイドラインを踏まえ、「三重県部活動ガイドライン」を策定しました。今回、県教育委員会では、これまでの三重県部活動ガイドラインは踏襲しつつ、「新たな地域クラブ活動」については、国のガイドラインを盛り込む策定方針のもと、「地域連携・地域移行」部分について、スポーツ推進局・環境生活部とともに検討し、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」（以下、「本ガイドラインおよび方針」とする）を策定しました。

「本ガイドラインおよび方針」に基づき、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、学校部活動、地域クラブ活動の適切な運営に取り組んでまいります。

「本ガイドラインおよび方針」のうち「三重県部活動ガイドライン」は公立中学校・県立高等学校の生徒を対象とし、「新たな地域クラブ活動方針」については、公立中学校の生徒を対象としています。

## 目 次

### ◎ 三重県部活動ガイドライン

1	学校教育の一環としての部活動	1
(1)	学校部活動の意義	1
(2)	部活動の現状と課題	1
①	生徒の健全な成長の視点から	
②	生徒にとって望ましい部活動の視点から	
(3)	安全面への配慮	2
2	適切な部活動の運営の在り方	3
(1)	適切な活動計画の作成と共通理解	3
(2)	参加大会等の精選	3
(3)	休養日・活動時間の設定	4
①	休養日の設定	
②	活動時間の設定	
(4)	適切な部活動指導に向けた研修	6
(5)	部活動指導の在り方の見直し	6
①	部活動の運営	
②	地域人材の活用	
③	合同チーム・団体の取組	
④	中学校における部活動の地域連携	
(6)	体罰等の根絶	7
(7)	安全管理と事故発生時の対応	7

### ◎ 新たな地域クラブ活動方針

#### I 新たな地域クラブ活動

1	適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	10
(1)	参加者	10
(2)	運営団体・実施主体	10
①	地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実	
②	関係者間の連携体制の構築等	
(3)	指導者	11
①	指導者の質の保障	
②	適切な指導の実施	
③	指導者の量の確保	
④	教員等の兼職兼業	
(4)	活動内容	13
(5)	適切な休養日等の設定	13
(6)	活動場所	14

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	14
(8) 保険の加入	15
(9) 安全管理と事故発生時の対応	15
2 学校との連携等	15
II 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備	
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	17
(1) 休日の活動の在り方等の検討	17
(2) 検討体制の整備	17
(3) 指導者の確保	18
(4) 段階的な体制の整備	18
2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進	18
3 総合的・計画的な取組	19
III 大会等の在り方の見直し	
1 生徒の大会等の参加機会の確保	20
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	20
(1) 大会等への参加の引率	20
(2) 大会等の運営への従事	20
3 生徒の安全確保	21
終わりに	22

(参考)

- ・ 令和5年度～7年度改革推進期間における休日の部活動の地域連携・地域移行イメージ(案)
- ・ 地域連携・地域クラブ活動イメージ図

## ◎ 三重県部活動ガイドライン

### 1 学校教育の一環としての学校部活動

#### (1) 学校部活動の意義

学校部活動(以下、「部活動」とする)は、学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、指導者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、人間関係の大切さなどを学ぶことができる活動です。

部活動における教育的意義や効果を高めるため、短期間で活動の成果(試合に勝つなど)を求めること以上に、生徒が意欲的に参加できる環境づくりや生活のバランスを考慮した運営を心がけるなど、適切かつ効果的な指導が必要です。

#### (2) 部活動の現状と課題

##### ① 生徒の健全な成長の視点から

県教育委員会の令和4年度学校体育・部活動実態調査によると、本県公立中学校および県立高等学校(全日制)における部活動への加入率は、中学校では、運動部で約70%、文化部で約20%の合わせて約90%、高等学校では、運動部で約53%、文化部で約31%の合わせて約84%となっており、多くの生徒が部活動に加入しています。

成長著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、過度な活動(休養日を設けない・長時間の練習等)や効果的でない活動は、生徒の心身に大きな負担を与えるとともに、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことにもつながります。

加えて、過度な活動が続くことで、対象への興味・関心を失い、ドロップアウト(離脱)やバーンアウト(燃え尽き症候群)に陥ることもあります。

そのため、適度な活動に向けては、休養日や活動時間の設定に配慮することが大切です。また、生徒の発育発達には個人差が大きいため、指導者は「個に応じた指導」について配慮するとともに、部活動の指導ではメリハリをつけ、活動終了後は、できるだけ早く帰宅できるよう、帰宅指導を行うことも大切です。

なお、生徒の健全な成長には、家庭の役割も重要であることから、食事や休養(睡眠)等の基本的な生活習慣を身に付けることについて、家庭との連携が不可欠となります。

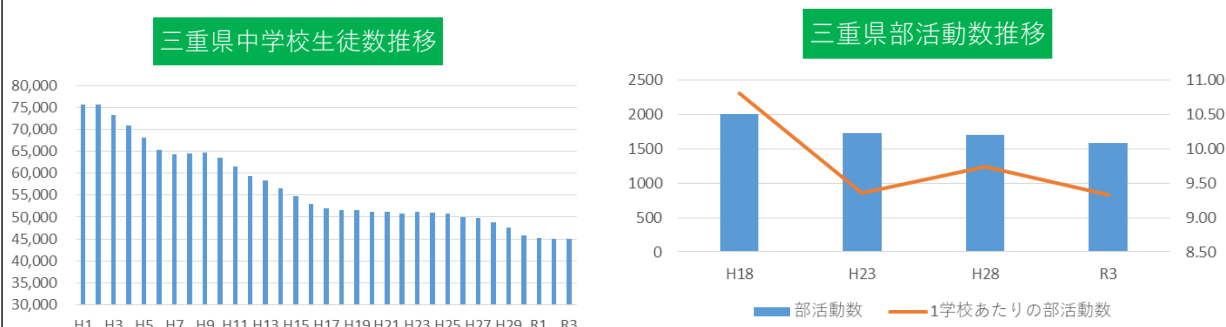
生徒の家庭生活を充実させるためには、部活動の運営や方針について、家庭と共通理解を図り、生徒の健全な成長を中心に据える活動が求められています。

##### ② 生徒にとって望ましい部活動の視点から

少子化による生徒数・教員数の減少を背景に、部活動数が減少しており、教員自身が活動経験のない部活動を指導するケースも見られることから、持続可能性という点において厳しさが増しています。(※図1参照)

生徒にとって望ましい部活動の環境を整えていくためには、校長は教員の専門性や校務分掌の状況に加え、負担の度合い、地域人材活用の可能性等も踏まえて顧問を適正に配置することなど、部活動の運営について、実態の把握・見直し等を図っていくことが求められています。

(図1)



【県内中学校の状況】

	中学校生徒数	運動部活動数	1学校あたりの運動部活動数
平成18年	55,103人	1,999	10.81
令和3年	44,924人	1,586	9.33

三重県 中学校卒業生数の推移と予測（含社会増減）

令和5年3月 16,055人 令和14年3月予測 13,487人

(3) 安全面への配慮

体育・スポーツ活動には、怪我等に結びつきやすい要素や要因が含まれています。特に運動部活動では、保健体育科の授業よりも、活動の強度や量が増すことから、けが等の発生や、場合によっては重篤なケースが起こることが考えられます。

(参考) 日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」より

H17～R3の障害見舞金件数 体育・保健体育授業 977件、体育的部活動 2545件

H17～R3の死亡見舞金件数 体育・保健体育授業 93件、体育的部活動 229件

「活動しているのだから、怪我や事故は、ある程度起こっても仕方がない」ということではなく、怪我や事故を未然に防止し、安全な活動を継続するため、学校全体において共通理解を図るとともに、手立てや救急体制の明確化等の整備が求められています。

そのため学校は、県教育委員会が作成している「学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改訂）」や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している「なくそう運動部活動の事故」等を参考にして、学校全体で共通理解を図り、事故防止に努めていくことが必要です。

参考文献

- ① 「学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改訂）」三重県教育委員会
- ② 「なくそう運動部活動の事故」独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ③ 「熱中症環境保健マニュアル2022」環境省
- ④ 「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」  
文部科学省、スポーツ庁、文化庁
- ⑤ 「兼職・兼業の促進に関するガイドライン」厚生労働省
- ⑥ 「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）（フローチャート編）」  
独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ⑦ 「学校教育活動における熱中症事故防止について（通知）」県教育委員会通知



## 2 適切な部活動の運営の在り方

部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする必要があります。

また、学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義や効果が高まるよう、「生徒の健全な成長」、「生徒にとって望ましい部活動」の視点から、学校では本ガイドラインおよび方針等に基づき、活動状況を再確認するとともに、必要に応じて見直すことが大切です。

### (1) 適切な活動計画の作成と共通理解

学校は、学校教育目標や本ガイドラインおよび方針等に基づき、部活動の意義を踏まえた学校部活動運営方針を作成し、各部活動の指導者をはじめ全教職員は、この方針で示された指導のねらい、指導上の留意点等について共通理解することが必要です。そのうえで、指導者の指導理念を示すとともに、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部活動の活動計画等を立てることが必要です。

指導者は、活動方法の工夫等を行いながら、過度な指導とならないよう、生徒の発育・発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定し、年間計画・月間計画・日々の活動計画を立てることで、生徒に活動の見通しを持たせながら、活動を展開させていきます。

また、運動部活動では、指導計画等を立てるにあたって、大学や研究機関等での科学的な研究や科学的根拠等から得られたスポーツ医・科学の視点を取り入れることも大切です。

学校部活動運営方針や各部活動の活動計画と活動実態(時間、内容等)を、適宜、振り返ることで、部活動が適切に運営されているかどうか検証し、必要に応じて見直すことが大切です。

県教育委員会は、本ガイドラインおよび方針を踏まえた各校での取組状況(活動運営方針、休養日・活動時間の設定等)について、学校体育・部活動実態調査(県教育委員会事務局保健体育課実施)等を通して把握し、指導・助言します。

#### 【各部活動の活動計画作成にあたって】

- 学校教育目標および「学校部活動運営方針」を基に計画する。
- 生徒の発育・発達段階、運動能力、活動経験等を考慮する。
- 参加する大会等の期日を考慮し、基礎練習期、大会等の想定練習期、大会・コンクール期、休養期の設定等、練習と休養のバランスに配慮する。  
(参加大会等および校外活動の精選、種目(競技)の特性等も考慮し計画する)
- 体育大会・文化祭などの学校行事に配慮する。
- 放課後活動は、日没時刻等の安全面を考慮し、下校時刻を守る。
- ※ 校長は、各部活動の計画およびその活動について確認し、必要に応じて改善を図る。
- ※ 活動計画は、保護者等にも示し、理解を得ることが大切である。特に、校外での活動にあたっては、「いつ・どこで・どのような大会等」があるかを事前に早く知らせるとともに、参加方法等の詳細についても伝える必要がある。

### (2) 参加大会等の精選

日常活動の成果を発揮する場として、県学校体育(文化)連盟主催の大会やコンクールのほか、関係団体が主催する大会等が多く開催されています。

特に、関係団体が主催するものは、週休日（休日）に開催されることが多いため、生徒や指導者は、週休日に休養が取りにくくなります。

大会等への参加は、日常活動の成果や課題を確認できるなど、十分に意義のあるものですが、生徒・指導者の健康面や安全面、さらには費用等の負担についても配慮することが大切です。そのため、学校においては、生徒・保護者へ理由等を十分説明したうえで、参加する大会やコンクール、校外での練習試合、合同練習会について精選することが必要です。

### （3）休養日・活動時間の設定

#### ① 休養日の設定

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためには、休養日を設定し、生徒の心身の疲労回復や負担軽減を図ることが必要です。特に、中学生の時期は、個人差もありますが、呼吸器や循環器系が発達する頃といわれます。このように発育・発達過程にある不安定な時期には、オーバーワークにならないよう配慮することが大切です。

過度な活動により、「部活動の練習等で疲れて、授業に集中できない」というようなことでは、学校教育の一環としての活動から外れたものになってしまいます。

指導者が生徒のことを考え、「上達させたい」や「大会で勝たせたい」と願い、生徒も「大会等で結果を残したい」という思いから人一倍練習しようとすることもありますが、生徒の健康や安全を最優先し、活動計画を立て、活動の見通しを持つことが必要です。

#### 【中学校】（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む）

☆ 1週間のうち、2日は休養日を設定する。（うち、1日は土曜日又は日曜日とする）

#### 【高等学校】（特別支援学校高等部を含む）

☆ 1週間のうち、1日は休養日を設定する。（土曜日又は日曜日の1日とする）

※ 各学校での設定については、「全ての部活動が一斉に設定する」「（活動場所の有効利用等を考慮し）部活動によって違う曜日に設定する」ことが考えられる。各学校の実情に合わせて、休養日を設定する。

※ 大会開催等により、上記のとおり休養日が設定できない場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。

※ 生徒の状況（疲労の様子等）によっては、休養日を複数日設定する。

《週休日に休養日を設定できない場合の対応例》

○ 各学校体育・文化連盟等が開催する大会等について、会場借用や役員派遣の関係から、週休日に大会等を開催せざるを得ない実態がある。年間又は月間の活動計画により、活動（参加大会等）の見通しを持ち、必ず休養日を設定する。

○ 週休日に開催される大会等において、勝ち進むなどの理由から、引き続き、翌週の週休日にも活動しなければならない場合は、適宜、その間の平日に休養日を設定したり、その大会等の終了後、まとめて（連続した）休養日を設定したりする。

平成31年3月改訂 三重県部活動ガイドラインより



## ② 活動時間の設定

活動時間については、生徒の体力や技能を考慮し、過度な負担にならないようにするとともに、競技の特性やシーズンの有無も考慮しながら適切に設定することが大切です。

活動時間を適切に設定することにより、生徒の家庭学習や睡眠時間の確保等につながられます。

活動は、その質（取組方法等）に重点を置き、各部活動の指導者が策定した活動計画（大会・コンクール期、取組充実期、休養期）等を踏まえ、適切な活動時間を計画します。

「長時間の活動」が好成績につながるとは限りません。指導者は、活動の質を高め、短時間で効果的な活動により成果が出せるよう、日々の活動を見直すことが大切です。

### 【中学校】（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む）

☆ 平日は、2時間以内とする。

☆ 週休日および休日（長期休業期間を含む）は、3時間以内とする。

### 【高等学校】（特別支援学校高等部を含む）

☆ 平日は、3時間以内とする。

☆ 週休日および休日（長期休業期間を含む）は、4時間以内とする。

※ 土・日曜日や休日、また始業前に活動する場合は、生徒・保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画することが大切である。

※ 放課後の活動時間については、日没時間を考慮して下校時刻を設定するなど、季節等によって活動できる時間を変更するような安全面での配慮が必要である。

※ 活動時間とは、活動場所への移動、準備や後片付け以外のスポーツ・文化芸術活動に充てる時間をいう。

なお、活動時間以外の時間も、できるだけ短時間に終えるようにする。

（大会等（練習試合等を含む）では、上記の活動時間の設定と異なる計画となることもあるが、大会等の前後に休養日を設定するなど、健康・安全に配慮し、過度な負担にならないよう留意する。）

《活動時間を延長する必要がある場合》

○ 大会前等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得る。

平成31年3月改訂 三重県部活動ガイドラインより

#### (4) 適切な部活動指導に向けた研修

円滑な部活動の運営を目指す時、指導者による生徒への声掛けは大切なものとなります。そのため、指導者自身の経験則に頼るのではなく、その活動についての専門的な知識や最新の指導方法を身に付けることで、より自信を持って指導にあたることができるようになります。

指導書等から学ぶことも一つの方法ですが、技術指導のためだけではなく、生徒の健全な成長、望ましい部活動運営、生徒の安全確保等の指導者自身の指導力向上の観点からも、研修会に積極的に参加することが大切です。

県教育委員会や関係団体が開催する指導者向けの研修会では、指導に関する不安や悩みだけでなく、生徒の実態に応じた練習方法等を講師に直接尋ねることができるため、その後の指導のイメージにつなげやすくなります。

#### (5) 部活動指導の在り方の見直し

##### ① 部活動の運営

部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものです。その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、部活動を実施する場合には、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保の観点から円滑に部活動を実施できる部活動数を設置する必要があります。

例えば、令和4年度学校体育・部活動実態調査によると、本県公立中学校および県立高等学校における運動部顧問の配置数（1部あたりの平均）は、公立中学校で1.8人、県立高等学校（全日制）で2.6人です。小規模校では難しい面があるかもしれませんが、一人の顧問が全てを担当しなくても、顧問を複数配置することで役割を分担する指導の在り方もあります。

技術的な指導はできなくても、生徒の活動を見守ったり、一緒に活動したりすることで、生徒の気持ちに寄り添う指導者の存在は大切なものです。

技術的な指導においては、生徒や日常の活動の実態等を十分に考慮しながら、状況によっては、専門性を有する指導者（外部指導者等）に指導の協力を依頼し、協力を得ることも効果的です。

適切かつ効果的な指導により、生徒の活動への興味・関心を高めることは、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動を継続する力になります。

##### ② 地域人材の活用

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けても、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることは有効です。

地域人材を活用することは、地域の教育力を活かすということであり、地域と協働した学校づくりにつながります。

県教育委員会および市町教育委員会等、学校設置者は、学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の働き方改革推進の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、地域人材の活用に向け積極的に取り組みます。

地域人材の活用にあたっては、部活動が学校管理下において行われる活動であることを踏

まえ、外部の指導者に対し、事前に校長から学校部活動運営方針等を説明し、十分に理解を得たうえで指導にあたってもらうことが必要です。

### ③ 合同チーム・団体の取組

団体で大会・コンクールに参加する部活動においては、生徒数の減少に伴い、単一校で生徒のニーズに応じた部活動が設置できなかつたり、チーム編成が成り立たなかつたりし、生徒の希望に応じることができない状況が生じています。

少人数の部活動において合同チーム・団体を編成することは、生徒に大会参加の機会を与え、活動に継続して親しむことができる機会の確保にもつながります。

合同チーム・団体の編成を検討・実施するにあたっては、当該校の校長・指導者間において、移動手段等生徒引率に伴う安全確保や練習時間、練習場所、指導体制等を確認し、生徒や保護者の理解を得たうえで進めることが必要です。

### ④ 中学校における部活動の地域連携

学校や地域の実態に応じて、学校と地域が連携し生徒にとって望ましい部活動の環境を整えていく必要があります。

また、各市町の協議会等で検討のうえ、各学校の部活動が学校種を越え、高等学校等との合同練習を実施したり、地域クラブ活動と共同で実施したりするなど連携を深め、生徒同士が切磋琢磨するなど、多様な交流の機会を設けることも大切です。

## (6) 体罰等の根絶

部活動の指導は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に考え、合理的な内容と方法により行う必要があります。

指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与えたり、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されません。体罰等は、直接行為を受けた生徒のみならず、その場に居合わせてその行為を目撃した生徒の心にも悪影響を及ぼします。

体罰は教育基本法でも禁じられている決して許されない行為です。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはなりません。研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がけてください。

なお、これらの行為については、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様のことが行われないよう注意を払うことが必要です。

## (7) 安全管理と事故発生時の対応

部活動は、学校管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。そのため、実施にあたっては、一人の指導者だけでなく、できれば複数の指導者による指導・監督体制が望まれます。

日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにすることが大切です。そして、万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応することが重要です。（※参考文献①②⑥参照）

#### ① 健康状態の把握

- 指導者は、部員が日ごろから自分の健康管理について関心を持つよう指導するとともに、部員が、自分の身体に異変を感じた時に、直ちに指導者に伝わる体制等（伝えやすい環境づくりなど）を整える。
- 指導者は、体調がすぐれない生徒に対して、活動を中止させるなど、適切な対応をとる。
- 健康診断等で異常が認められた生徒に対しては、保護者、養護教諭、学級担任等との連携を密にし、活動の可否の確認や健康状態の把握に努める。

#### ② 個人の能力に応じた指導

- 生徒の個人差に十分配慮した活動内容や方法を工夫し、「易⇒難」等、段階的な指導を行う。
- 特に運動部では、非日常的な身体活動が展開される場合がある。新しい内容（技）や難度の高い技術の練習には、必ず指導者が付き添い、生徒に無理がかかる状況をつくらないなど、能力に応じた活動とする。

#### ③ 特性を踏まえた合理的な指導

- 「なぜ、この練習が必要なのか」、「この練習を繰り返し行うことで、どのような力が身に付くのか」など、活動の目的や方法について、生徒に理解させる。
- 基本となる技能（柔道の受け身等）を大切に活動を丁寧実践することで、事故を未然に防ぐ。
- 科学的な指導内容や方法を積極的に取り入れるようにする。このことは、生徒の発達の段階を考慮せず、肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐためにも必要である。

#### ④ 施設・設備等の安全点検と安全指導

- 活動場所や使用器具等の安全点検を設定・実施し、生徒にも安全確認の習慣化を図るようにする。
- サッカー（ハンドボール）ゴールにぶら下がり、ゴールと一緒に転倒してしまうことによる事故が発生している。ゴールは、適切に設置（固定等）するとともに、正しく取り扱うよう事前指導を行う。

#### ⑤ 指導時の指導者の立会

- 安全な実施のため、原則、指導者は活動場所で指導する。
- 指導者が活動場所に立ち会えない場合は、他の顧問等と連携、協力したり、危険性が高いと考えられる活動を生徒が行わないよう指導したりして、生徒の能力に応じた段階的な

活動をするなど、安全に配慮することが大切である。

- 適切に活動計画を立て、日ごろから安全に配慮した指導を行うことが、生徒はもとより指導者の不安をなくすことにもつながる。

## ⑥ 部活動時の生徒等の輸送に係わる交通安全対策

「部活動等における児童生徒の輸送に係わる交通安全対策について（三重県教育委員会平成7年3月23日 教教第183号、令和3年3月10日 教委第20-553号にて一部改正）」の通知に基づき、生徒の移動中における事故の未然防止を図る。

部活動時の生徒等の輸送に係り、市町において別に規定等がある場合は、その規定に基づき対応する。

## ⑦ 天候等を考慮した指導

### 1 熱中症対策

- 活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症等に注意する。

熱中症を予防するためには気温や湿度など環境条件に配慮した活動が必要である。活動現場の環境条件を把握する指標として暑さ指数（WBGT）が用いられており、暑さ指数を基準とする運動や各種行事の指針を予め整備することで、客観的な状況判断・対応が可能になる。

学校は、熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、暑さ指数の測定場所や測定のタイミング、指数の記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する必要がある。部活動の指導者は、活動の前や活動中に暑さ指数を測定し危険度を把握するとともに、指数に応じた注意事項等を参考にすることで、より安全に部活動を行うことができる。例えば、運動部活動は、体育よりも運動強度が高いことや防具を着用する競技では薄着になれないこと等、よりきめ細かな配慮が必要である。（※参考文献③⑦参照）

各県立学校においては、令和5年8月4日付け県教育委員会事務局通知により、以下のとおり対応することとする。

#### 【暑さ指数（WBGT）に基づいた対応】

- (1) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合 ⇒ 「運動は中止する」
- (2) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が28℃以上31℃未満の場合  
⇒ 「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」
- (3) 部活動における各種大会への参加 ⇒ 「大会主催者の指示に従う」

### 2 その他荒天時の判断

- 雷や暴風等に対して、活動の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努める。事前に、生徒（保護者）へ判断基準を示し、生徒が自ら考え、適切に判断できるよう指導することも大切である。

## ◎ 新たな地域クラブ活動方針

### I 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があります。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」【主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーション活動を含む。）】の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものとされることから、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされています。

これを踏まえ、部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えにいくという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示します。県および市町においては、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、地域の実情に応じ、できるところから取組を進めていくことが望まれます。

#### 1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

##### (1) 参加者

新たな地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒を想定することとします。

##### (2) 運営団体・実施主体

###### ① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

###### 【地域スポーツ団体等】

ア 市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援するものとします。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ・体育協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、大学、学校と関係する組織・団体（地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など）や市町自体が運営団体となることが想定されます。

イ 県および市町ならびに県スポーツ協会をはじめとするスポーツ団体等は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底します。また、運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営を行うことが望まれます。

###### 【地域文化芸術団体等】

市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援するものとします。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係

する組織・団体も想定されます。なお、市町自体が運営団体となることも想定されます。

## ② 関係者間の連携体制の構築等

ア 県および市町は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制の整備に努める必要があります。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等の日程）および毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会等参加日等）を策定し、公表するものとします。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図るものとします。

## (3) 指導者

### ① 指導者の質の保障

#### 【地域スポーツクラブ活動】

ア 県および市町は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める必要があります。

イ スポーツ団体等は、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格の取得の促進などをめざすよう取り組むものとします。その際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質だけでなく、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶するよう取り組むものとします。

また、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、日本スポーツ協会等の統括団体等が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処するものとします。また、スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討することが望まれます。

ウ 指導者は、スポーツ医・科学に精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康面への配慮等の面で支えるものとします。

(※参考文献②参照)

#### 【地域文化クラブ活動】

ア 県および市町は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める必要があります。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出

されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する必要があります。

ウ 文化芸術団体等及び指導者は、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶するよう取り組むものとします。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県や市町など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みを必要に応じて検討することが望まれます。

エ 文化芸術団体等は、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行うなど、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深めるよう努める必要があります。

## ② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の健康面への配慮、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を徹底することとし、県および市町は、適宜、指導助言を行う必要があります。【三重県部活動ガイドライン 2（6）（7）に準ずる】

イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う必要があります。（※参考文献②参照）また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を研修等で修得するよう努めるものとします。【三重県部活動ガイドライン 2（3）（4）に準ずる】

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体または部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引を活用して、指導を行うよう努めるものとします。

## ③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員や、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生、保護者などの人材から指導者を確保するものとします。

イ 県は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めることとします。

ウ 県、市町および地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整えることが望まれます。



#### ④ 教員等の兼職兼業（※参考文献④⑤参照）

ア 教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う必要があります。

イ 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する必要があります。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教員等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動・退職等があっても当該教員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する必要があります。また、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教員等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める必要があります。

#### （４）活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会等志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保していくことも大切です。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにすることも考えられます。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体のスポーツ・文化芸術活動の活動計画等について、生徒や保護者に対する周知に努めるものとします。【三重県部活動ガイドライン ２（１）に準ずる】

#### （５）適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会等志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要があります。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定し、その際、移行期間において部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが求められます。【三重県部活動ガイドライン ２（３）に準ずる】

ア 学校の学期中は、1週間のうち、2日は休養日を設定します。(うち、1日は土曜日、または日曜日とする)

地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として週あたり1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えます。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けます。

ウ 1日の活動時間は、平日は、2時間以内とします。週休日及び休日(長期休業期間を含む)に活動する場合は、3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。(活動時間とは、活動場所への移動、準備や後片付け以外のスポーツ・芸術文化等の活動に充てる時間をいう。)

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の休養日をつけることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。

## (6) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設を活用することも考えられます。

イ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めていない市町においては、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう規則の制定や運用の改善を行うことが望まれます。

ウ 県教育委員会および市町は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行うことが望まれます。

## (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定することが求められています。

イ 県教育委員会および市町は、保護者負担の軽減を図るため国の制度などを活用しながら、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を推進します。

ウ 市町は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参

加費用の負担軽減に資する取組等を推進することも考えられます。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられます。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う必要があります。

## (8) 保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す必要があります。

その際、これまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにすることが求められています。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、それぞれの特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにすることが求められています。

## (9) 安全管理と事故発生時の対応

地域クラブ活動は、運営団体・実施主体の管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにすることが大切です。そして、万一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応することが重要です。（※参考文献①②⑥参照）

## 2 学校との連携等

ア 部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働のもと、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切です。

イ 地域クラブ活動と部活動の間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが大切です。その際、兼職兼業により指導に携わる教員が在籍する場合は、その知見を活用することが望まれます。

ウ 県および市町は、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行うことが大切です。

エ 学校の設置者および校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする必要があります。

## II 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備

部活動の地域連携・地域移行に向けた新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるにあたっては、教育委員会およびスポーツ・文化振興担当部署、社会教育等の担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者など多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があります。

地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動となるよう、関係者の共通理解の下、生徒・保護者に広く周知するとともに、できるところから取組を進めていくことが求められています。

### 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

#### (1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を進め、休日と平日で指導者が異なる場合には、指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況の共有を定期的に図るなど、生徒や保護者等へ丁寧に説明することが求められています。

イ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各市町における協議会等において、関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定することが大切です。

#### (2) 検討体制の整備

ア 県および市町は、教育委員会やスポーツ・文化振興担当部署、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「協議会」等を設置し、生徒のニーズを把握し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討することが求められています。

また、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、教育委員会とスポーツ・文化振興担当部署など関係部署が連携・協力して取り組むことが求められています。

イ 県は、指導者の状況をはじめ当該県域内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、域内の市町に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行うとともに、指導者資格を保有している者に対して、県が設置する指導者リーダーバンクへの登録を勧奨するものとします。

ウ 市町のスポーツ・体育協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行うよう努めることとします。

エ 市町競技団体や生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる関係団体等は、県関係団体等の支援や助言を受けつつ、指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画するよう努めることとします。

### (3) 指導者の確保

県および市町は、指導者の確保について、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するため、地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めるものとします。なお、県は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、研修会の開催など指導者の育成に努め、リストの作成や提供により、市町および地域クラブ活動の運営団体・実施主体の指導者の配置を支援します。

また、地域クラブ活動での指導を希望する教員等を活用する場合に、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、14 ページ④イで記載のことに留意したうえで教育委員会は、規程や運用の改善を行う必要があります。（※参考文献④⑤参照）

### (4) 段階的な体制の整備

部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられます。

ア 市町が運営団体となり、あるいは市町が中心となって社団法人や NPO 法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制が考えられます。

イ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域のスポーツ・体育協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制が考えられます。

※なお、直ちに前記のような体制を整備することが困難な場合には、当面、部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられます。

## 2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

国のガイドラインでは、休日における部活動の地域連携・地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けています。また、改革推進期間終了後において、部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組むとされています。

県においても、国のガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を行い、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めます。その際、合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現をめざすこととします。

### 3 総合的・計画的な取組

市町においては、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「協議会」等を設置して、国のガイドラインや本県の方針を参考に、地域の実情に応じた新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を示した方針等を作成し、できることから中学校における休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めていく必要があります。

また、県においては、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等研究の成果の普及を図るとともに、市町における取組の進捗状況を把握し、市町に対して必要な助言、支援を行うこととします。

なお、中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行について、あらゆる機会を通じ、生徒・保護者・地域住民に周知・理解を図る必要があります。

### Ⅲ 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するにあたっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営が必要となることから、以下の点に留意して見直していくことが望まれます。

#### 1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チーム・団体の会員等も参加できるよう、県大会、地区大会の参加資格の見直しが必要です。

イ 大会等の主催者は、移行期において部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会等への参加機会を確保できるよう、複数校合同チーム・団体の取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する必要があります。

#### 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

##### (1) 大会等への参加の引率

###### 【部活動】

大会等の主催者は、部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を規定として整備し、運用する必要があります。

###### 【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を規定として整備し、運用する必要があります。

##### (2) 大会等の運営への従事（※参考文献④参照）

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会等の運営を任せ、人員が足りない場合は、主催者が開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える必要があります。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判・審査員等として運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として従事することを明確にする必要があります。

ウ 教育委員会や校長は、大会等の運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う必要があります。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会等の運営に従事する指導者の兼職



兼業等の適切な勤務管理を行う必要があります。

エ 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会等の運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う必要があります。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会等の運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う必要があります。

### 3 生徒の安全確保（※参考文献③⑦参照）

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏季を避けるなどの対策を講じる必要があります。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す必要があります。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により日程が過密になった場合は、最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する必要があります。

## 終わりに

「本ガイドラインおよび方針」は、現行の「三重県部活動ガイドライン」をベースに、国のガイドラインで示された「部活動の地域連携」などの新たな内容を追記するとともに、地域クラブ活動について、現時点での方針の大枠を示したものです。様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるにあたっては「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としています。

現在、中学校における休日の部活動の地域移行については、県と各市町で進捗状況や課題を共有しながら取組を進めているところです。

県においても、国のガイドラインや「本ガイドラインおよび方針」を踏まえて地域移行を進めていくこととなりますが、市町ごとに中学校の数や生徒数、部活動の種類、受け皿となり得る団体、指導者や活動場所、移動手段の状況が異なり、直面している課題もさまざまであることから、県として、画一的に推進していくことは難しいと考えています。

当面は、各市町と連絡調整を密にして、解決すべき課題を把握するとともに、好事例の情報共有を図りながらどのような対応がとれるのか共に検討していくことが重要となります。

その上で、各市町や地域の実情に応じ、まずは部活動に外部の指導者を入れるなど「地域連携」の手法から始め、可能な部活動から「地域移行」をめざすといった段階的な推進を図ることも視野に入れ、取組を進めていく必要があります。

県は、スポーツ・文化芸術団体をはじめとする関係者に対し理解と協力が得られるよう取り組むとともに、市町における部活動の地域連携・地域移行に向けた取組が円滑に進むよう、引き続き、市町の取組や課題を丁寧に聞き取り、解決策や支援策をともに検討します。

また今後、「本ガイドラインおよび方針」について、改革推進期間における取組の進捗状況および国の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

令和5年度～7年度改革推進期間における休日の部活動の地域連携・地域移行イメージ（案）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
国	<p>○改革推進期間</p> <p>国実証事業</p> <p>国庫補助事業等（財源確保）</p>			
県	<p>中学校の休日の部活動の地域移行に向けたあり方検討委員会（協議会）の開催</p> <p>部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針の作成</p> <p>指導者の資質向上等に係る研修会の実施</p> <p>各市町担当者との意見交換会の実施</p> <p>部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備をサポートするための相談窓口の設置</p> <p>地域スポーツクラブ活動体制整備事業による市町の支援</p> <p>兼職兼業の整備・実施</p>			<p>推抄管理</p> <p>人材育成</p> <p>先進事例情報提供・市町への助言等</p>
市町・学校	<p>協議会の設置</p> <p>管内実態の把握、方針等の作成</p> <p>部活動の地域移行に係る周知（教職員、保護者・生徒及び地域）</p> <p>関係団体等の協力のもと、部活動地域移行に向けての体制整備</p> <p>休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を開始</p> <p>兼職兼業の整備・実施</p>			<p>○協議会の定期開催</p> <p>・地域連携・地域移行の推進</p> <p>・地域連携・地域移行の進捗管理</p> <p>※地域連携・地域移行の推進については別紙イメージ図参照</p>

※市町・学校・部活動によって、実施主体等が混在する見込み

別紙 地域連携・地域移行イメージ図

